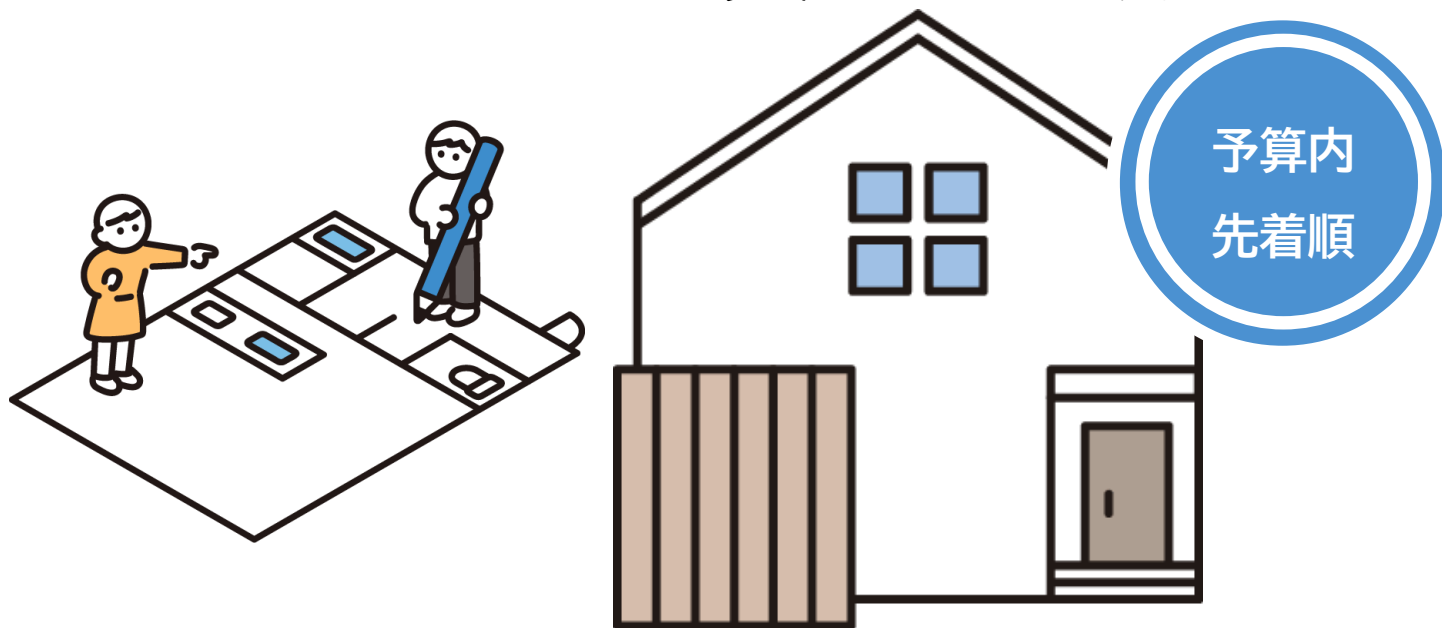


一般

# ご自宅のリフォーム資金を助成します



## 助成額

最大**10**万円

助成額は**工事費用(税抜)の10%**(千円未満切捨て)  
※工事費用とは、見積金額と実際に要した工事費のいずれか低い額

## 助成対象

目黒区民ご本人が住む(**住民登録**している)  
目黒区内にある**居住用**住宅

ただし下記の該当者は**対象外**となります。

- 区外業者が施行する工事である
- 工事費用が20万円(税抜)未満である
- 国、東京都のリフォーム工事助成を申請している(区で行っている他の住宅に関する助成を申請している方はご相談ください。P5参照。)
- 過去にリフォーム資金助成を受けてから所定の期間を経過していない(所定期間についてはP5,6参照)
- 住民税の未納がある
- 令和9年3月31日までに工事・支払いが完了しない

## 申請方法

**工事開始前**に申請書類を提出してください。

手続きの流れは裏面参照

お問い合わせ

目黒区 都市整備部 住宅課 居住支援係  
〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15  
電話 03-5722-9878 FAX 03-5722-9325

# 申請手続きの流れ

## 1 業者からの見積

- 業者は区内業者に限ります。
- 有効期限内の見積書が必要です。

## 2 申請

- 工事開始の2週間程度前までに申請書類一式(P2～3参照)を住宅課へ提出してください。

## 3 審査

- 書類の追加提出をお願いする場合があります。
- 審査には、すべての審査書類が揃ってから、1～2週間程度かかります。

## 4 審査結果通知書郵送

- 審査完了後、「審査結果通知書」をご自宅に郵送します。(完了手続きに必要な書類等も同封します。)
- 申請した工事内容が変更となる場合は、工事開始前にご連絡ください。

## 5 工事開始

- 「審査結果通知書」が届いてから工事を開始してください。

## 6 完了手続き(郵送可)

- 工事完了後30日以内に下記の書類を提出してください。

### (③領収証の注意事項)

- ・宛名は申請者のフルネーム
- ・工事業者の区内住所記載
- ・振込明細やレシートは不可

### (④写真の注意事項)

- ・申請時に提出した工事前写真と同じ場所を同一方向・同一画角で撮影してください。
- ・日付を写しこんでいない写真は撮り直しが必要となります。

### 【提出必須書類】

- ①工事完了届
- ②助成金請求書
- ③対象工事全額の領収証のコピー
- ④工事後の撮影日付入り写真

### 【該当者のみ提出が必要となる書類】

- ⑤工事中写真(工事前と工事後を比べて、申請した内容どおりにリフォームされたことが客観的に容易に確認できる場合は、工事中写真は不要です。)
- ⑥建築確認が必要な増改築工事をした場合は建築確認済証。詳細については、建築課建築指導係(03-5722-9637)へお問い合わせください。

## 7 助成金の振込

- 工事の完了手続き審査後、助成金額を決定。「助成金交付決定通知書」を申請者へ郵送後、申請者口座へ振り込みとなります。(振込日は決定の2～3週間後)

## 申請時に提出する書類①

	必要な書類	注意事項等
①	申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所定の用紙は住宅課にあります。</li> <li>・区公式Webサイトからダウンロードできます。</li> </ul>
②	建物の登記を確認できる書類	<p><b>◆登記上の所有者が1名～2名の場合</b></p> <p>下記①～③のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①令和8年度「固定資産税等納税通知書」及び「課税明細書」の写し</li> <li>②令和8年度「家屋名寄帳」の写し</li> <li>③「登記事項証明書」(6ヶ月以内のもの)</li> </ul> <p><b>◆登記上の所有者が3名以上の場合</b></p> <p>下記①、②のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「登記事項証明書」(6ヶ月以内のもの)</li> <li>②令和8年度「固定資産家屋評価証明書(共有者全員の氏名表付)」の写し</li> </ul> <p>※所有権移転等の手続中の場合は、別途ご相談ください。</p> <p>※令和8年度「固定資産税等納税通知書」及び「課税証明書」は、毎年6月頃都税事務所から所有者に送付される書類です。</p> <p>※令和8年度「家屋名寄帳」は、目黒都税事務所(目黒区総合庁舎3階)で取得できます。(有料)</p> <p>※登記事項証明書は、東京法務局目黒証明書センター(目黒区総合庁舎1階)で取得できます。(有料)</p>
③	工事見積書 (内訳明細書を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目黒区内業者発行のものであること(本社が区外にある会社の場合は、見積書と領収書が目黒区内の支店または営業所のものであること)</li> <li>・宛名は申請者(フルネーム)であること</li> <li>・有効期限のあるものは、有効期限内に申請してください。</li> </ul>
④	建築確認済証 <b>建築が昭和56年以降の場合</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お手元に「確認通知書」や「検査済証」などが無い場合は、目黒区建築課(6階)で発行する「建築計画概要書」の写し等が必要です。</li> <li>・なお、建築が昭和56年よりも前の場合は、提出は不要です。</li> </ul>
⑤	工事箇所の工事前写真 (日付入り) (原則3ヶ月以内のもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・撮影日付が写真内に入っていることが必要になります。</li> <li>・日付の入らないカメラの場合は、日付を書いた紙や工事看板などが写真の中に一緒に写るように撮影してください。</li> <li>・見積書に記載されている、工事をする箇所すべての写真が必要です。</li> <li>・工事完了後、同じ場所の写真を提出していただきます。</li> <li>・工事前後の写真を見比べて、申請した内容通りに工事が実施されているかの確認を行います。同系統の色であるなど判別しにくい場合は、工事中の写真が必要となります。(7ページ提出写真(例)参照)</li> </ul>

## 申請時に提出する書類②

以下は、該当する場合のみ提出してください。

	必要な書類	注意事項等
⑥	同意書	<p><b>共有者がいる場合、または申請者が工事予定住宅の所有者でない場合</b></p> <p>同意書を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所定の用紙は住宅課にあります。</li> <li>・区公式Webサイトからダウンロードできます。</li> </ul>
⑦	住民税納税証明書	<p><b>令和7年1月1日に目黒区に住民登録がない場合</b></p> <p>前住所地の申請者本人の令和7年度住民税納税証明書が必要です。ただし、4月～6月に申請する場合は、令和6年度住民税納税証明書で可。</p>
⑧	戸籍個人事項証明書など	<p><b>申請者が工事予定住宅の所有者本人でない場合</b></p> <p>所有者との続柄が確認できる戸籍個人事項証明書などが必要です。ただし、同一世帯の親子など、続柄が住民票で確認できる場合は不要です。</p>
⑨	自宅図面や面積のわかるもの	<p>下記①～③に該当する場合は、図面・見積書・工事写真に番号を入れて、それぞれを対照できるように提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①工事場所が広範囲にわたる場合など、見積書だけでは工事写真の対象を特定することが難しい場合</li> <li>②間取り変更があり、工事前後の写真だけでは変化がわかりにくい場合</li> <li>③賃貸や店舗などがある併用住宅で按分計算が必要な場合</li> </ul>
⑩	「アスベスト事前調査結果報告」をしたことがわかる書類	<p><b>請負金額の合計が100万円以上(税込)の場合</b></p> <p>下記①もしくは②のいずれかを提出してください。アスベストの事前調査報告は、工事業者が行います。下記①、②の書類についても工事業者に確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①石綿事前調査報告システムで申請後の登録完了メールを印刷したもの</li> <li>②事前調査報告書(大気汚染防止法)(様式第3の4)(環境保全課へ紙で申請した場合は、環境保全課の受領印のある副本のコピー)</li> </ul> <p>※アスベストの調査方法や届出等については、環境保全課公害対策係(03-5722-9384)へお問い合わせください。</p>

## よくあるお問い合わせ

	Q	A
申請資格	申請者が建物の所有者でない場合も申請は可能ですか？	申請者が、下記のいずれかの場合は申請可能です。ただし、亡くなった方のみの所有では申請できません。 ①所有者本人・所有者配偶者 ②所有者の父・母 ③所有者の配偶者の父・母 ④所有者の子 ⑤所有者の子の配偶者 ⑥所有者の同居の親族(二親等以内)
工事内容	マンションの屋根・外壁の塗装や補修などの屋外改修工事は助成対象になりますか？	マンションの屋根・外壁などは共用部分となるため対象外です。室内などの専有部分の工事は対象となります。
	自宅の一部が賃貸や店舗等であり、その部分と自宅部分をそれぞれ別々で分けて登記している住宅の屋外改修工事は助成対象になりますか？	一戸建て住宅で区分所有登記をしている住宅の場合、屋根・外壁などは共用部分となるため対象外です。室内などの専有部分の工事は対象となります。(P.6参照)
	二世帯住宅で親世帯と子世帯を分けてそれぞれ別の区分として登記している住宅の屋外改修工事は助成対象になりますか？	一戸建て住宅で区分所有登記をしている住宅の場合、屋根・外壁などは共用部分となるため対象外です。室内などの専有部分の工事は対象となります。(P.6参照)
	外構・門扉・車庫など家屋部分以外の工事は助成対象になりますか？	対象外です。居住している家屋部分の工事のみ対象となります。
	事業用部分の工事は助成対象になりますか？	店舗・事務所・作業所・賃貸住宅など事業用部分は対象外です。
機器の交換等	機器交換・設置は助成対象になりますか？	エアコン・給湯器・ガスコンロなど、機器交換・設置のみの工事は対象外です。ただし、浴室工事やキッチン工事に伴い、給湯器の交換が含まれる場合は対象となります。

## よくあるお問い合わせ

	Q	A
助成の制限	過去に一般リフォームを受けたことがありますか？ 今年度は申請できますか？	原則として助成を受けた年の翌年度から5年は申請できません。(令和3年(2021年)4月以降にこの制度を利用した方は今年度は申請できません)  但し過去に受けた助成金額が8万円以下だった場合、別の場所であれば“特例による助成”に該当する場合があります。(P6参照)
他の制度との併用	国、東京都のリフォーム助成と併用できますか？	国・東京都のリフォーム助成を申請する場合、同一箇所について、区の住宅リフォーム資金助成との併用はできません。
	目黒区の省エネリフォーム助成との併用はできますか？	目黒区の省エネリフォーム助成との併用はできません。
	耐震改修工事助成と併用できますか？	耐震改修工事助成を申請する場合、その対象となる工事は対象外となります。 同時に行う他の箇所の工事は申請できます。ただし、見積書はそれぞれ別にしてください。
	高齢者自立支援住宅改修給付と併用できますか？	高齢者自立支援住宅改修給付を申請する場合、その対象となる箇所(浴室・トイレ等)の工事は対象外となります。 同時に行う他の箇所の工事は申請できます。ただし、見積書はそれぞれ別にしてください。
	介護保険住宅改修給付または、高齢者自立支援住宅改修予防給付と併用できますか？	介護保険住宅改修給付または高齢者自立支援住宅改修予防給付を申請する場合、その対象となる工事費用(手すり設置、段差解消、床材変更、引き戸への変更等)は対象外となります。 同時に行う他の箇所の工事は申請できます。ただし、見積書はそれぞれ別にしてください。
領収書	領収書の宛名が、2名以上の連名でもよいですか？	領収書の宛名は申請者1名のみ(フルネーム)である必要があります。工事費用を負担したかたに対する助成のため、「申請者＝見積書・契約書の宛名＝領収書の宛名＝助成金振込口座の名義人」という考え方になります。
その他	手続き完了後、特に注意することはありますか？	工事箇所は10年間適正に保全してください。

## その他注意事項等

※該当する場合はご確認ください

### ○過去に受けた一般リフォーム助成金額が8万円以下だった場合

(特例による申請)

一般リフォーム助成を受けた年の翌年度から数えて5年経っていない場合でも、「10万円」と「既に助成を受けた金額」の差額を限度として、もう一度申請することができます。(※省エネリフォーム助成を受けた場合は、特例はありません。)

なお、特例による助成を受ける場合は、以下の点にご注意ください。

- ①前回と異なる箇所の工事をする場合に限ります。
- ②助成金額の下限は2万円、上限は「10万円から前回の助成金額を引いた金額」となります。
- ③特例による助成を受けた後のリフォーム申請は、前回の助成を受けた年の翌年度から数えて5年以上空ける必要があります。(特例による助成を受けた年の翌年度から数えて5年ではありません。)

例:令和8年(2026年)に4万5千円の助成を受けた場合

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度 (2032年)~
	4万5千円の助成を受けた	特例による助成ができる(1回限り上限5万5千円) ↑10万円から前回の助成金額を引いた金額					助成の制限がなくなる(上限10万円)

令和9年度~令和13年度の5年間はもう一度申請可。(上限10万円から前回の助成金額を引いた金額)

令和14年度からは5年経過しているため、制限はありません。(上限10万円)

### ○自宅と自宅以外の部分(店舗、賃貸部屋)がある併用住宅の屋根・外壁等屋外改修工事を行う場合

区分所有登記の場合は対象外、区分所有登記ではない場合は床面積による按分となります。

((床面積による按分))

申請者居住用と事業用部分(店舗、事務所、賃貸部屋)の床面積の割合から、税抜の工事見積額のうち自宅に係る部分の工事金額を算出します。助成金額はその金額の10%(上限10万円)です。

### ○区分所有登記をしている一戸建て住宅に該当するか不明な場合

例:自宅の一部が賃貸や店舗等であり、その部分と自宅部分をそれぞれ別々に分けて登記している住宅や二世帯住宅で親世帯と子世帯を分けてそれぞれ別の区分として登記している住宅など。

固定資産税納税通知書に同封されている課税明細書の「区分家屋」欄をご確認ください。「区分家屋」欄が空欄の場合は、区分所有登記ではありません。

### ○2階建ての木造住宅等で行われる大規模なリフォームを行う場合

(リフォームにおける建築確認の要否について)

○2階建ての木造戸建等で行われる大規模なリフォームで2025年4月以降に工事着手するものは、建築確認手続きの対象となります。詳細は、建築課建築指導係(03-5722-9637)へお問い合わせください。

○以下の工事は、従来通り建築確認手続きは不要です。

- ・内窓の設置
- ・キッチン、トイレ、浴室等水回りのみのリフォーム
- ・バリアフリー化のための手すりやスロープ設置工事
- ・屋根または外壁の塗装工事

○建築確認手続きが不要な場合でも、リフォーム工事後の建築物は建築基準法の規定に適合している必要があります。

提出写真(例)

工事場所	洗面所	No. 1
工事内容	洗面台取替え	
【工事前】		【工事後】
<p>工事前・後で工事したことが一目で確認できる写真</p> <p>写真</p> <p>写真の中に撮影日を写真撮影時に写し込むか、印字してください。</p> <p>2026/4/1</p>		<p>工事後写真は完了届の際に必要となります。事前申請時には必要ありません。</p> <p>写真</p> <p>2026/6/15</p>
工事場所	キッチン	No. 2
工事内容	システムキッチン取替え	
【工事前】		【工事後】
<p>写真</p> <p>2026/4/1</p>		<p>写真</p> <p>2026/6/15</p>